



内閣感染症
危機管理統括庁

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」における 5つの横断的視点からのフォローアップ概要（令和7年度）

令和8年7月16日
内閣感染症危機管理統括庁

- 《 》は、令和8年7月16日新型インフルエンザ等対策推進会議資料2-1「「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」のフォローアップ一覧表（準備期）」の番号を記載しています。
- 【 】は、担当省庁の略称を記載しています。
内閣感染症危機管理統括庁：統、内閣府健康・医療戦略推進事務局：内、デジタル庁：デ、文部科学省：文、厚生労働省：厚
なお、何も記載していない場合には、担当省庁は厚生労働省としています。
- 昨年度フォローアップから進展のみられた主な取組を赤字で示しています。

5つの横断的な視点について

- 令和6年7月2日に全面改定した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」においては、新型コロナウイルス感染症の経験等を踏まえ、**対策項目を6項目から13項目に拡充し**※、記載を充実させた。

※ 新たな対策項目として、水際対策、ワクチン、治療薬・治療法、検査、保健、物資を追加

- さらに、**13の対策項目について、横断的に考慮すべき事項として以下の5つの視点を設定し、対策項目を強化**することとした。

- ① 人材育成
- ② 国と地方公共団体との連携
- ③ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
- ④ 研究開発への支援
- ⑤ 国際的な連携

- 令和7年6月に実施した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の第1回フォローアップにおいて、5つの横断的な視点ごとに各省庁の取組の進捗状況を整理した。

- 今般、第2回フォローアップの実施に伴い、各省庁の取組の進捗状況を更新した。

5つの横断的な視点①（人材育成）

政府行動計画のポイント

平時から中長期的な視野による感染症危機管理人材の育成が重要

- ・ 専門家養成コース(FETP、IDES養成プログラム)等の活用による**専門性の高い人材の養成**
- ・ 感染症危機管理**人材の裾野を広げる取組**として、より幅広い対象(危機管理部門、広報部門等)に**訓練・研修を実施**
- ・ **地域**での人材の確保・育成
地域での人材：地域の対策のリーダーシップの担い手や感染症対策の中核となる保健所職員等

専門性の高い人材の育成

- ・ **感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラム**において、**国内外の感染症危機管理に対応できる人材を養成**（平成27年度から開始。**合計31人修了**）。《26》
- ・ **実地疫学専門家養成コース（FETP）を通じて実地疫学専門家等を養成**（**令和8年3月時点で139人修了**）。《44》
- ・ **人工呼吸器やECMOを取り扱う医療人材を育成**（**令和6年度から約500人を対象**）。《136》
- ・ **IHEAT※専門講習や感染症・IHEAT管理者マネジメント研修等を実施**（**令和6年度から各約1900人、約800人修了**）。《207》

※ Infectious disease Health Emergency Assistance Team

感染症危機管理人材の裾野の拡充

- ・ **「感染症危機管理対応訓練」の場を活用し、感染症危機を担う政府職員の知識及び資質を向上**。平素の勤務においても、**有識者講話や外部の施設研修の場を設定**する等、職員の感染症危機管理能力を向上。《4》【統】
- ・ 知事参加の対策本部設置訓練や、現場での対応訓練など、**多数の機関が参加する実践的な訓練を都道府県が実施するにあたり、技術的支援を実施**。《15》【統】
- ・ **全国の検疫所において関係機関と検疫措置訓練を実施**。水際対策関係者に対し感染症や感染防護等に関する説明を実施。《4》

地域での人材の確保・育成

- ・ 地域の感染症危機管理においてリーダーシップを発揮することができる人材を育成するための**感染症危機管理リーダーシップ研修を実施**（令和6年度開始。**これまでに、長期研修、短期研修あわせて49人修了**）。《16》
- ・ 都道府県が実施する、**感染対策等に関する医師・看護師等の研修や医療関連サービス事業者の感染対策研修等に対して支援を実施**。《138》
- ・ 病原体検出法の確立及びその手法を展開する初動体制を確保するため、**JIHSと地方衛生研究所等とが協力して行う病原体検査体制訓練を令和6年度から実施**。《179》

令和7年度までの主な取組

令和8年度以降の主な取組方針

- ・ 引き続き、**IDES養成プログラムの実施、JIHSにおけるFETPを通じた実地疫学専門家の養成、IHEAT専門講習等を通じた専門家の育成、人工呼吸器やECMOを取り扱う医療人材の育成**を実施。《26、44、136、207》

- ・ 引き続き、**訓練の場を活用し、職員の知識等を向上**。《4》【統】
- ・ 引き続き、**都道府県主催の感染症危機を想定した実践的な訓練の実施を伴走支援**。《15》【統】
- ・ **全国の検疫所において関係機関との合同実施も含めた訓練や研修を実施**。《4》

- ・ 引き続き、**感染症危機管理リーダーシップ研修を継続**。《16》
- ・ 引き続き、**JIHSにおいて病原体検査体制訓練を実施**。地方衛生研究所等を巻き込んだ**検査体制構築のための検討**を実施。《179》

5つの横断的な視点②（国と地方公共団体との連携）

政府行動計画のポイント

感染症危機対応では、**国と地方公共団体の適切な役割分担**が重要（国：基本的方針の策定、地方公共団体：感染症法・特措法等に基づく実務）

- ・ 感染症に関するデータや情報の円滑な共有・分析等のため平時から**国と地方公共団体等の連携体制・ネットワーク構築**
- ・ 国から地方公共団体への**情報発信の工夫**により、地方公共団体から住民・事業者等へ適切な情報提供
- ・ 平時から**意見交換・訓練**を実施し、連携体制を不断に強化

連携体制・ネットワーク構築

- ・ **感染症サーベイランスシステム及びPathoGenS※**により情報を収集し、得られた情報について**自治体へ還元**するとともに、**令和7年4月から開始した急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスによる結果を含む**、全国の発生状況の集計値について、毎週火曜に**感染症発生動向調査週報（IDWR）**において公表等を実施。（47）

※ 病原体のゲノム情報を集約するシステム（Pathogen Genomic data collection System）

- ・ 病原体検出法の確立及びその手法の展開についての初動体制を確保するため、令和6年度から、**JIHSと地方衛生研究所等とが協力**して行う**病原体検査体制訓練**を実施。（181）

平時からの意見交換・訓練

- ・ 国と都道府県との**緊急連絡会議訓練**や国による**都道府県伴走支援**の実施等を通じて、国と都道府県等の連携体制の確認や体制構築の訓練を実施。（18）【統】
- ・ 都道府県が実施する**感染症危機管理対応訓練の伴走支援**や、都道府県の実施する研修への**講師派遣**等を通じて人材育成を支援。（16）【統】
- ・ **全国感染症危機管理担当部局長会議や地域ブロック会議等**を開催。（60）【統】
- ・ 全国の検疫所において、都道府県等の関係者も参加する**検疫措置訓練**を定期的実施。（20）
- ・ 健康監視対象者に異状が生じた場合の都道府県への通知について、**フローを整理**。（68）

情報発信の工夫

- ・ 都道府県に対し、関係省庁と連携し作成した、「**基本的な感染対策**」等の**リーフレット**の活用及び管内市区町村への周知を要請。（53）【統】
- ・ **保育施設や学校、高齢者施設等で集団感染が発生しやすい感染症**については、発生状況等の情報提供だけでなく、教育現場や施設等においてすぐに活用・実践できるようなデザインの見直し等を実施。（53）
- ・ 地方公共団体や業界団体等に対して、統括庁主催シンポジウムの参加案内や、広報・啓発資料として、Q & A冊子の配布やキッズページ新設の周知を行い、情報提供や連携体制を維持。（60）【統】

令和7年度までの主な取組

令和8年度以降の主な取組方針

- ・ 引き続き、**急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランス**も含めた結果についてわかりやすく情報を公表。（47）
- ・ 引き続き、**JIHSにおいて病原体検査体制訓練を実施**。地方衛生研究所等を巻き込んだ検査体制構築のための検討を実施。（181）

- ・ 引き続き、タイムラインの周知・活用を含め、**国と都道府県等と連携した訓練を実施**。（18）【統】
- ・ 引き続き、都道府県が行う訓練の伴走支援等を行うとともに地方公共団体等との会議や意見交換の場を設定。（16、60）【統】

- ・ これまでに作成した広報物等について、各都道府県を始めとする関係機関に積極的に周知。（77）【統】
- ・ JIHSが公表する情報や資料等を用いて、国民等へ有用かつ信頼性の高い情報を提供。（53）

5つの横断的な視点③ (DXの推進)

政府行動計画のポイント

DXの推進や技術革新による対応能力の強化が重要

・国と地方、行政と医療機関の情報収集・共有・分析基盤の整備

- 保健所や医療機関等の事務負担軽減による対応能力の強化
- 予防接種事務のデジタル化・標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等の医療DXの推進
- 将来的に、電子カルテと発生届の連携、臨床情報の研究開発への活用

【水際対策関係】

- ・令和6年度調査を踏まえ、帰国者等による質問票の入力や情報共有等を円滑に行う上で必要なシステムの整備を完了。《70》【厚、デ】

【サーベイランス】

- ・新型コロナ対応において、HER-SYS※を構築し、医師等による発生届の入力や、健康観察の実施についてシステム上での対応を可能とし、令和4年からそのシステムを引き継ぐ形で感染症サーベイランスシステムを構築。《51》
- ・医療機関における感染症の発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けた感染症法の改正を含む医療法等一部改正法案が令和7年臨時国会にて成立。《51》

※ 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム
(Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19)

【予防接種】

- ・スマートフォン等を用いた予診票の入力、マイナンバーカードの接種券としての利用、マイナポータルからの接種勧奨や接種履歴の確認等が可能なシステム※について、希望自治体で先行実施事業を令和5年度に開始。事業の結果も踏まえシステムを開発中。《117》

※ 予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム（以下「予予・請求システム」という。）及び集合契約システム

【医療提供体制】

- ・平時から都道府県等が医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、有事もこれらのシステムを継続して活用できるよう体制を整備。《124》
- ・電子カルテ情報の標準化等について、電子カルテ導入済みの病院に対しては、標準規格に改修するための費用の補助を実施。電子カルテ未導入の診療所等に対しては、標準型電子カルテ（導入版）を開発しており、令和7年3月から一部の医療機関での試行的実施を開始。《140》

【研究開発への活用】

- ・令和7年4月より感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）を本格稼働。《40》
- ・予防接種の有効性及び安全性向上のための調査・研究のため、予予・請求システムの情報やPMDAの副反応疑い報告の情報を匿名化して集約する予防接種データベースの設計・開発を実施。《118》

- ・各種システムについて、スケジュールに基づき着実に開発等を実施。
 - ・予予・請求システム及び集合契約システムについては、令和8年6月までに構築。《117》
 - ・予防接種データベースについては、令和8年6月までに構築。《118》
 - ・標準型電子カルテ（導入版）については、試行的実施で把握した課題等を踏まえ、令和8年度中の完成を目指す。《140》
 - ・iCROWNに参画している感染症指定医療機関において、電子カルテより臨床情報を抽出するソフトウェアの導入支援を実施《40》

5つの横断的な視点④（研究開発への支援）

政府行動計画のポイント

危機対応の初期段階から研究開発・臨床研究等を推進し、ワクチン・診断薬・治療薬の早期実用化につなげることが重要

- ・ 平時から、有事におけるワクチン・診断薬・治療薬の開発につながるよう、医療機関、研究機関、製薬企業等の連携を推進し、企業等の研究開発を支援
- ・ 初期段階から国が中心となり、疫学・臨床情報等を収集し、関係機関での臨床研究・研究開発に活用

企業等の研究開発支援

- ・ ワクチン戦略を改定し、**MCM※戦略が令和8年3月に閣議決定**。これにより、感染症危機対応医薬品等の研究開発、製造等強化に必要な政策を推進。《80》【内】
※ 感染症危機対応医薬品等（Medical Countermeasures）
- ・ 重点感染症に対するワクチン開発に係る研究課題として**累計10課題※**、革新的な新規モダリティに係る研究課題として**累計36課題を採択し、研究開発を推進**。《80》【内】
※ 新型コロナ、高病原性鳥インフルエンザ、デング熱のワクチンの研究開発等を実施
- ・ SCARDA支援の下「ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業」において採択された**大学での基礎研究等の体制を整備**。（令和3年度～令和7年度）《85》【文】
- ・ 新興・再興感染症研究基盤創生事業において、**海外研究拠点を活用した研究や多分野融合研究等への支援**に加え、海外研究拠点から現地の感染症情報を定期的に収集し、関係者に周知する等、モニタリング体制の整備を推進。《37》【文】
- ・ AMED 事業において**MCMの開発に関する研究を推進**。《151》
- ・ 第3期健康・医療戦略に次なる感染症有事に備えた研究開発体制の整備について明記。《151》【内】

疫学・臨床情報等の収集・活用

- ・ JIHSは、国内外の研究機関等と連携し、**病原体やゲノム配列データ等の情報を早期に入手し**、希望のある研究開発を行う関係機関に対し分与・提供。《88》
- ・ 令和6年4月より新興・再興感染症データバンク（REBIND）事業を発展的に拡張し、新たに平時より**感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等からなる感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）を構築し、令和7年4月より本格稼働**。当該ネットワークにおいて、臨床研究を円滑に進めるため、**医療機関の電子カルテから臨床研究に必要な情報の一部を自動抽出**できるような仕組みを構築中。《164》

令和7年度までの主な取組

- ・ MCM戦略に基づきMCMの研究開発等に関する具体的な検討を進める。《151、152、156-158、160、162》
- ・ 引き続き、以下の事業等を実施。
 - ・ **ワクチン・新規モダリティ・治療薬等研究開発事業**
 - ・ **感染症危機対応医薬品等の研究開発プラットフォーム**（世界トップレベル研究開発拠点の形成事業（ワクチン、感染症有事に備えた治療薬・診断薬））
 - ・ **新興・再興感染症研究基盤創生事業**
 - ・ **新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業**（37、80、85、151、163）【内、文、厚】

- ・ 引き続き、JIHSは、国内外の研究機関等と連携し、病原体やゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、希望のある研究開発を行う関係機関に対し分与・提供を実施。《88》
- ・ iCROWNの対象感染症の拡大について、引き続き検討。また、iCROWNに参画している感染症指定医療機関において、引き続き電子カルテより臨床情報を抽出するソフトウェアの導入支援を実施。《164》

令和8年度以降の主な取組方針

5つの横断的な視点⑤（国際的な連携）

政府行動計画のポイント

感染症危機は国境を越えてグローバルに広がることから、対応に当たっては国際的な連携が不可欠

- ・ 国際機関や諸外国の政府、研究機関等と連携
- ・ こうした連携を通じ、
 - 平時の情報収集（新興感染症等の発生動向把握や初発事例の探知等）
 - 有事の情報収集（機動的な水際対策の実施、研究開発への活用等）を行う

【研究開発】

- ・ CEPI※1への拠出等を通じ、新型インフルエンザ等を含めた感染症ワクチンの研究開発を支援。《120》
※1 感染症流行対策イノベーション連合（Coalition for Epidemic Preparedness Innovations）
- ・ ICMRA※2及びICH※3に参加し、医薬品等に係る国際的な規制調和を推進。《165》
※2 国際薬事規制当局連携組織（International Coalition of Medicines Regulatory Authorities）
※3 医薬品規制調和国際会議（International Council for Harmonisation of Technical Requirements for Pharmaceuticals for Human Use）
- ・ 令和5年10月にAMEDがHERA※4と「国境を越える感染症緊急事態への準備・対応における感染症危機対応医薬品等の研究開発に関する協力の取決め」を締結。《198》【内】※4 欧州保健緊急事態準備・対応総局（Health Emergency Preparedness and Response Authority）

【訓練】

- ・ 外国政府等（英およびQUAD（米、豪、印））のパンデミックに関連した訓練に参加。《27》【統】

【情報収集・共有】

- ・ 平時より、国際的な感染症情報に関して二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、GHSI※5や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館やJICA等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析。《32》
※5 世界健康安全保障イニシアティブ（Global Health Security Initiative）
- ・ 新興・再興感染症研究基盤創生事業において令和5年に新たに採択したネットワークコア拠点で、海外研究拠点から定期的に感染症に関する現地の情報を収集し、要約した情報を関係者に周知する等、モニタリング体制整備を推進。《32》【文】
- ・ AMEDは、米国のCREID※6の年次総会に参加し、国際機関の取組に関する情報を収集するとともに、日本における取組を紹介することで、相互関係を構築。《24》【文】※6 新興感染症研究センター（Centers for Research in Emerging Infectious Diseases）

- ・ 引き続き、CEPIへの拠出等を通じ、新型インフルエンザ等を含めた感染症に対するワクチンの研究開発を支援。《120》
- ・ 引き続き、ICMRA、ICHへの参加を通じ、医薬品に係る国際的な規制調和を推進。《165》
- ・ 引き続き、外国政府や国際機関等と密に連携し、有事に備えた体制を確保。《27、32、198》【内、厚】
- ・ 引き続き、米国保健福祉省との意図表明文書（LOI）に基づき、定期的に日米ヘルスセキュリティ委員会（HSC）を開催し、MCMの開発等について意見交換を行う《198》
- ・ 引き続き、JIHSと情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行うとともに、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組みの維持・向上と関係国との間の連携を継続。《32》
- ・ 引き続き、AMEDは、新型インフルエンザ等発生時に速やかな情報共有を行えるよう海外研究拠点を含めた拠点整備を構築するとともに、新たなネットワーク構築の検討を実施。《24》【文】